

III. 単位僅少者・休学者等への配慮

龍谷大学短期大学部における修得単位僅少者や留年者、休学者への教育的配慮に関する申し合わせ

2016（平成 28）年 7 月 27 日 短期大学部教授会制定

1. 龍谷大学短期大学部における修得単位僅少者を、「1 年次終了時点で修得単位数（卒業要件）が 20 単位以下である正課生」と定義し、修得単位僅少者に該当する学生に、演習担当教員・クラス担任が 1 年次後期成績開示後に面談を実施し、修学意思の確認を行う。ただし、修得単位僅少者に該当しかつ GPA が 1.00 以下の学生には学籍異動の提案（退学勧告を含む）を行うこととする。
2. 演習担当教員・クラス担任は、長期欠席者や留年者に対し、必要に応じて面談を実施し、修学意思の確認、適切な相談・指導を行う。
3. 休学・退学を希望する学生に対し、教授会審議の前に面談を実施し、理由を詳細に把握し、適切な指導を行う。
4. 学生が面談を希望しない場合は、意思を尊重し、実施しないこととする。
5. 演習担当教員・クラス担任が必要と判断する場合、または学生が希望する場合は、保護者との面談を実施する。

付則

1. この申し合わせは、制定日（2016（平成 28）年 7 月 27 日）から施行する。
2. この申し合わせの施行に伴い、「龍谷大学短期大学部における修得単位僅少者や留年者、休学者への修学支援について」（2013（平成 25）年 7 月 17 日制定）は廃止する。